

宮崎県第 1 1 期分別収集促進計画

令和 7 年 1 1 月

宮 崎 県

目 次

1	計画策定の意義	1
2	計画の基本的方向	2
3	計画期間	2
4	分別収集の対象となる品目	2
5	各年度における市町村別の排出量の見込み及び当該排出見込量を合算して 得られる量（容器包装リサイクル法第9条第2項第1号）	3
6	各年度において得られる分別基準適合物ごとの市町村別の量の見込み及び 当該見込量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの量 （容器包装リサイクル法第9条第2項第2号）	4
7	容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物につい て、各年度における市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られ る量（容器包装リサイクル法第9条第2項第3号）	9
8	対象品目別分別収集実施予定状況	12
9	容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普 及、市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進その他の分別収集の 促進に関する事項（容器包装リサイクル法第9条第2項第4号）	13

1 計画策定の意義

近年、私たちの生活は、「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の経済成長に伴い、物質的な豊かさを享受してきた。

しかし、その一方で、最終処分場のひっ迫や廃棄物の不法投棄などのごみ問題から、天然資源の減少や地球温暖化などの地球規模の問題に至るまで、広範かつ複雑化した環境問題に直面している。

こうした状況の中、家庭ごみの容積比で約6割と大きな割合を占め、かつ再生資源としての利用が可能な容器包装廃棄物について、消費者、市町村及び事業者がそれぞれの役割分担の下に再商品化（リサイクル）を進めるシステムとして、平成7年6月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」いわゆる「容器包装リサイクル法」が制定された。また、令和3年6月には、プラスチック使用製品廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するために「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」いわゆる「資源循環法」が制定された。

昨今では、プラスチックごみによる海洋汚染への早急な対策も迫られており、私たちは、従来の「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の社会・経済構造、ライフスタイルを見直し、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」いわゆる「サーキュラーエコノミー」への移行を目指し、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制が求められている。

この計画は、容器包装リサイクル法第9条第1項の規定により、県内の各市町村の分別収集計画の量を取りまとめるとともに、分別収集促進のために本県において取り組むべき事項を明らかにするために、策定するものである。

2 計画の基本的方向

本計画は、廃棄物の適正処理と4Rの推進を基本方針とし、具体的には次の事項に取り組んでいくこととする。

- (1) 容器包装廃棄物の排出抑制、分別収集促進のための啓発の実施
- (2) 市町村における効率的な分別収集体制の整備の支援
- (3) リサイクルの促進、リサイクル製品の利用促進

※4Rとは、①Refuse（リフューズ）：ごみになるものは買わない、断る

②Reduce（リデュース）：廃棄物の量を減らす

③Reuse（リユース）：不要になったものを工夫して再度使用する

④Recycle（リサイクル）：再生できるものは資源として再生利用する

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに見直しを行うこととする。

4 分別収集の対象となる品目

本計画は、以下の容器包装廃棄物を対象とする。

- (1) 主としてスチール製の容器
- (2) 主としてアルミ製の容器
- (3) 無色のガラス製容器
- (4) 茶色のガラス製容器
- (5) その他のガラス製容器
- (6) 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）
- (7) 主として段ボール製の容器
- (8) 主として紙製の容器包装であって上記以外のもの
- (9) 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの
- (10) 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの
- (11) プラスチック使用製品（製品プラスチック）

5 各年度における市町村別の排出量の見込み及び当該排出見込量を合算して得られる量
(容器包装リサイクル法第9条第2項第1号)

(単位:t)					
市町村名	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
宮崎市	11,793	11,751	11,710	11,669	11,628
都城市	11,324	11,303	11,283	11,263	11,243
延岡市	10,943	10,767	10,594	10,423	10,255
日南市	2,762	2,691	2,619	2,548	2,476
小林市	813	803	793	783	773
日向市	3,717	3,692	3,646	3,611	3,576
串間市	447	435	424	414	402
西都市 ※1	529	522	514	507	500
えびの市	334	326	319	312	305
三股町	454	454	454	454	454
高原町	133	130	126	123	120
国富町	53	53	53	53	53
綾町	157	157	157	157	157
高鍋町 ※1	298	294	290	286	281
新富町 ※1	242	239	235	232	229
西米良村 ※1	24	23	23	23	22
木城町 ※1	76	75	74	73	72
川南町 ※1	232	229	226	223	220
都農町 ※1	143	141	139	137	135
門川町	474	468	463	457	452
諸塚村	45	45	45	45	45
椎葉村	71	69	68	66	64
美郷町	131	131	131	130	130
高千穂町 ※2	343	331	324	315	303
日之影町 ※2	91	90	89	83	78
五ヶ瀬町 ※2	80	74	72	67	65
市町村合計	45,709	45,293	44,871	44,454	44,038

一部事務組合名	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
※1 西都児湯環境整備事務組合	1,543	1,522	1,501	1,480	1,459
※2 西臼杵広域行政事務組合	514	495	485	465	446

※一部事務組合構成市町村

※1 西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町
 ※2 高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

※一部事務組合の数値と構成市町村の数値の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

6 各年度において得られる分別基準適合物ごとの市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの量

(容器包装リサイクル法第9条第2項第2号)

(特定分別基準適合物合計)						(単位:t)
市町村名	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
宮崎市	5,150	5,132	5,113	5,096	5,079	
都城市	1,260	1,258	1,255	1,253	1,251	
延岡市	1,108	1,089	1,070	1,049	1,029	
日南市	1,078	1,083	1,055	1,026	999	
小林市	649	641	633	625	617	
日向市	1,058	1,055	1,046	1,039	1,033	
串間市	252	246	239	233	227	
西都市 ※1	482	475	469	460	455	
えびの市	213	207	204	200	197	
三股町	244	244	244	244	244	
高原町	121	117	115	113	109	
国富町	358	358	359	359	359	
綾町	95	95	95	95	95	
高鍋町 ※1	241	238	234	231	228	
新富町 ※1	208	205	203	200	196	
西米良村 ※1	17	17	16	16	16	
木城町 ※1	59	59	59	57	56	
川南町 ※1	168	165	153	160	158	
都農町 ※1	114	114	113	111	108	
門川町	314	312	309	305	304	
諸塚村	25	25	25	25	25	
椎葉村	38	37	36	35	33	
美郷町	70	70	70	70	70	
高千穂町 ※2	136	132	130	124	119	
日之影町 ※2	39	38	37	36	35	
五ヶ瀬町 ※2	34	33	32	31	30	
市町村合計	13,531	13,446	13,314	13,193	13,071	

一部事務組合名	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
※1 西都児湯環境整備事務組合	1,289	1,273	1,247	1,235	1,217
※2 西臼杵広域行政事務組合	209	203	199	191	184

※一部事務組合の数値と構成市町村の数値の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

6-1 無色のガラス製容器

(単位:t)

市町村名	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
宮崎 市	182	181	180	180	179
都城 市	254	253	253	252	252
延岡 市	139	137	135	132	130
日南 市	84	83	81	79	77
小林 市	64	63	62	61	60
日向 市	117	116	114	113	111
串間 市	31	30	29	28	28
西都 市 ※1	42	42	41	40	40
えびの 市	26	25	25	24	24
三股 町	55	55	55	55	55
高原 町	12	12	12	12	11
国富 町	14	14	14	14	14
綾 町	9	9	9	9	9
高鍋 町 ※1	27	26	26	26	25
新富 町 ※1	22	22	22	21	21
西米良 村 ※1	2	2	2	2	2
木城 町 ※1	6	6	6	6	6
川南 町 ※1	20	20	20	19	19
都農 町 ※1	15	15	15	14	14
門川 町	36	36	35	34	34
諸塚 村	4	4	4	4	4
椎葉 村					
美郷 町	9	9	9	9	9
高千穂 町 ※2	29	28	27	26	25
日之影 町 ※2	7	7	7	7	7
五ヶ瀬 町 ※2	7	7	7	7	7
市町村合計	1,213	1,202	1,190	1,174	1,164
※1 西都児湯環境整備事務組合	135	133	131	129	128
※2 西臼杵広域行政事務組合	43	42	41	40	39

6-2 茶色のガラス製容器

(単位:t)

市町村名	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
宮崎 市	272	271	270	269	268
都城 市	360	359	358	358	357
延岡 市	146	144	142	140	137
日南 市	120	120	117	114	111
小林 市	101	100	99	98	97
日向 市	132	131	129	127	126
串間 市	43	42	41	40	39
西都 市 ※1	61	60	59	58	57
えびの 市	54	52	51	50	49
三股 町	67	67	67	67	67
高原 町	23	22	22	21	21
国富 町	20	20	20	20	20
綾 町	11	11	11	11	11
高鍋 町 ※1	38	38	37	37	36
新富 町 ※1	32	32	31	31	30
西米良 村 ※1	3	3	3	3	3
木城 町 ※1	9	9	9	9	8
川南 町 ※1	29	29	28	28	27
都農 町 ※1	21	21	21	21	20
門川 町	34	33	32	31	30
諸塚 村	3	3	3	3	3
椎葉 村					
美郷 町	13	13	13	13	13
高千穂 町 ※2	35	34	34	32	32
日之影 町 ※2	10	9	9	9	9
五ヶ瀬 町 ※2	9	9	8	8	8
市町村合計	1,646	1,632	1,614	1,598	1,579
※1 西都児湯環境整備事務組合	194	191	189	186	183
※2 西臼杵広域行政事務組合	54	52	51	49	49

※一部事務組合の数値と構成市町村の数値の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。
 ※0.5t未満の排出量は「0」で、排出がない場合は空欄で表記される。

6-3 その他のガラス製容器

(単位:t)

市町村名	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
宮崎 市	355	354	352	351	350
都城 市	140	140	139	139	139
延岡 市	74	73	72	70	69
日南 市	34	33	32	31	30
小林 市	31	31	31	31	31
日向 市	50	50	49	48	48
串間 市	10	10	9	9	9
西都 市 ※1	43	42	42	41	41
えびの 市	6	6	6	6	6
三股 町	34	34	34	34	34
高原 町	4	4	4	4	4
国富 町	30	30	30	30	30
綾 町	14	14	14	14	14
高鍋 町 ※1	27	27	26	26	26
新富 町 ※1	23	22	22	22	22
西米良 村 ※1	2	2	2	2	2
木城 町 ※1	6	6	6	6	6
川南 町 ※1	21	20	20	20	19
都農 町 ※1	15	15	15	15	14
門川 町	14	14	14	14	14
諸塚 村	2	2	2	2	2
椎葉 村	16	16	15	15	14
美郷 町	4	4	4	4	4
高千穂 町 ※2	14	14	14	13	11
日之影 町 ※2	4	4	4	4	3
五ヶ瀬 町 ※2	3	3	3	2	2
市町村合計	975	969	960	952	943
※1 西都児湯環境整備事務組合	137	135	134	132	130
※2 西臼杵広域行政事務組合	21	21	21	19	16

6-4 紙製の容器包装であって飲料用紙パック、段ボール以外のもの

(単位:t)

市町村名	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
宮崎 市	115	115	115	114	114
都城 市					
延岡 市	50	50	49	48	47
日南 市	299	293	285	277	270
小林 市					
日向 市					
串間 市					
西都 市 ※1					
えびの 市					
三股 町					
高原 町					
国富 町					
綾 町					
高鍋 町 ※1					
新富 町 ※1					
西米良 村 ※1					
木城 町 ※1					
川南 町 ※1					
都農 町 ※1					
門川 町	15	15	15	15	16
諸塚 村					
椎葉 村					
美郷 町					
高千穂 町 ※2					
日之影 町 ※2					
五ヶ瀬 町 ※2					
市町村合計	479	473	464	454	447
※1 西都児湯環境整備事務組合					
※2 西臼杵広域行政事務組合					

※一部事務組合の数値と構成市町村の数値の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。
 ※0.5t未満の排出量は「0」で、排出がない場合は空欄で表記される。

6-5 ペットボトル

(単位:t)

市町村名	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
宮崎 市	1,279	1,275	1,270	1,266	1,262
都城 市	494	494	493	492	491
延岡 市	242	238	234	231	227
日南 市	134	132	129	125	122
小林 市	89	88	87	86	85
日向 市	184	184	183	182	181
串間 市	59	58	56	55	53
西都 市 ※1	78	77	76	74	73
えびの 市	42	41	40	40	39
三股 町	86	86	86	86	86
高原 町	15	14	14	14	13
国富 町	84	84	84	84	84
綾 町	20	20	20	20	20
高鍋 町 ※1	55	54	53	52	52
新富 町 ※1	48	47	47	46	45
西米良 村 ※1	4	4	4	4	4
木城 町 ※1	13	13	13	12	12
川南 町 ※1	35	34	34	33	33
都農 町 ※1	23	23	23	22	22
門川 町	82	82	83	83	83
諸塚 村	5	5	5	5	5
椎葉 村	8	8	8	7	7
美郷 町	15	15	15	15	15
高千穂 町 ※2	34	32	32	31	30
日之影 町 ※2	10	10	9	9	9
五ヶ瀬 町 ※2	8	8	8	8	7
市町村合計	3,146	3,126	3,106	3,082	3,060
※1 西都児湯環境整備事務組合	255	251	248	244	241
※2 西臼杵広域行政事務組合	52	50	49	48	46

6-6 プラスチック製の容器包装であってペットボトル以外のもの

(単位:t)

市町村名	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
宮崎 市	2,947	2,936	2,926	2,916	2,906
都城 市	12	12	12	12	12
延岡 市	457	447	438	428	419
日南 市	407	422	411	400	389
小林 市	364	359	354	349	344
日向 市	575	574	571	569	567
串間 市	109	106	104	101	98
西都 市 ※1	258	254	251	247	244
えびの 市	85	83	82	80	78
三股 町	2	2	2	2	2
高原 町	67	65	63	62	60
国富 町	210	210	210	210	210
綾 町	41	41	41	41	41
高鍋 町 ※1	94	93	92	90	89
新富 町 ※1	83	82	81	80	78
西米良 村 ※1	6	6	5	5	5
木城 町 ※1	25	25	25	24	24
川南 町 ※1	63	62	61	60	60
都農 町 ※1	40	40	39	39	38
門川 町	133	132	130	128	127
諸塚 村	12	12	12	12	12
椎葉 村	14	13	13	13	12
美郷 町	29	29	29	29	29
高千穂 町 ※2	24	24	23	22	21
日之影 町 ※2	8	8	8	7	7
五ヶ瀬 町 ※2	7	6	6	6	6
市町村合計	6,072	6,043	5,989	5,932	5,878
※1 西都児湯環境整備事務組合	569	561	553	546	538
※2 西臼杵広域行政事務組合	39	38	37	35	34

※一部事務組合の数値と構成市町村の数値の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

6-7 その他プラ製容器包装(6-6)のうち白色トレイ

(単位:t)

市町村名	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
宮崎 市					
都城 市	12	12	12	12	12
延岡 市					
日南 市					
小林 市					
日向 市					
串間 市					
西都 市 ※1					
えびの 市					
三股 町	2	2	2	2	2
高原 町					
国富 町					
綾 町					
高鍋 町 ※1					
新富 町 ※1					
西米良 村 ※1					
木城 町 ※1					
川南 町 ※1					
都農 町 ※1					
門川 町					
諸塚 村					
椎葉 村					
美郷 町	2	2	2	2	2
高千穂 町 ※2					
日之影 町 ※2					
五ヶ瀬 町 ※2					
市町村合計	16	16	16	16	16
※1 西都児湯環境整備事務組合					
※2 西臼杵広域行政事務組合					

6-8 プラスチック使用製品(製品プラスチック)

(単位:t)

市町村名	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
宮崎 市					
都城 市					
延岡 市					
日南 市	3	3	3	3	3
小林 市					
日向 市					
串間 市	1	1	1	1	1
西都 市 ※1					
えびの 市					
三股 町					
高原 町					
国富 町					
綾 町					
高鍋 町 ※1					
新富 町 ※1					
西米良 村 ※1					
木城 町 ※1					
川南 町 ※1					
都農 町 ※1					
門川 町					
諸塚 村					
椎葉 村					
美郷 町					
高千穂 町 ※2					
日之影 町 ※2					
五ヶ瀬 町 ※2					
市町村合計	4	4	4	4	4
※1 西都児湯環境整備事務組合					
※2 西臼杵広域行政事務組合					

※一部事務組合の数値と構成市町村の数値の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

※0.5t未満の排出量は「0」で、排出がない場合は空欄で表記される。

7 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物について、各年度における市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量

(容器包装リサイクル法第9条第2項第3号)

(法第2条第6項物合計)						(単位:t)
市町村名	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
宮崎市	4,213	4,199	4,183	4,168	4,155	
都城市	852	851	850	847	846	
延岡市	511	503	495	487	480	
日南市	369	362	352	342	332	
小林市	164	162	160	158	156	
日向市	477	473	466	461	456	
串間市	104	102	99	96	94	
西都市 ※1	48	47	47	46	45	
えびの市	113	111	108	106	103	
三股町	210	210	210	210	210	
高原町	12	12	12	11	11	
国富町	163	163	163	163	163	
綾町	62	62	62	62	62	
高鍋町 ※1	57	56	55	55	53	
新富町 ※1	34	34	32	32	32	
西米良村 ※1	6	6	5	5	5	
木城町 ※1	17	17	17	16	16	
川南町 ※1	65	64	64	63	62	
都農町 ※1	28	27	27	27	27	
門川町	159	157	154	151	150	
諸塚村	21	21	21	21	21	
椎葉村	33	33	32	32	31	
美郷町	61	61	61	61	61	
高千穂町 ※2	118	112	109	108	102	
日之影町 ※2	27	27	27	24	22	
五ヶ瀬町 ※2	25	23	22	21	21	
市町村合計	7,949	7,896	7,834	7,774	7,717	
一部事務組合名	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
※1 西都児湯環境整備事務組合	256	252	248	245	241	
※2 西臼杵広域行政事務組合	170	162	158	153	145	
※一部事務組合の数値と構成市町村の数値の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。						

7-1 スチール製の容器

(単位:t)

市町村名	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
宮崎 市	460	459	457	455	454
都城 市	58	58	58	57	57
延岡 市	52	51	51	50	49
日南 市	34	33	32	31	30
小林 市	20	20	20	20	20
日向 市	50	50	49	49	48
串間 市	13	13	13	12	12
西都 市 ※1	6	6	6	6	6
えびの 市	15	15	15	14	14
三股 町	10	10	10	10	10
高原 町	7	7	7	6	6
国富 町	20	20	20	20	20
綾 町	8	8	8	8	8
高鍋 町 ※1	4	4	4	4	3
新富 町 ※1	3	3	3	3	3
西米良 村 ※1	0	0	0	0	0
木城 町 ※1	1	1	1	1	1
川南 町 ※1	3	3	3	3	3
都農 町 ※1	2	2	2	2	2
門川 町	7	6	6	6	6
諸塚 村	1	1	1	1	1
椎葉 村	2	2	2	2	2
美郷 町	3	3	3	3	3
高千穂 町 ※2	15	14	14	13	12
日之影 町 ※2	4	4	4	3	2
五ヶ瀬 町 ※2	4	3	3	2	2
市町村合計	802	796	792	781	774
※1 西都児湯環境整備事務組合	19	18	18	18	18
※2 西臼杵広域行政事務組合	23	21	21	18	16

7-2 アルミ製の容器

(単位:t)

市町村名	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
宮崎 市	1,312	1,307	1,303	1,298	1,294
都城 市	176	176	176	175	175
延岡 市	133	131	129	127	125
日南 市	84	83	81	79	77
小林 市	46	45	44	43	42
日向 市	128	127	126	125	124
串間 市	34	33	32	31	31
西都 市 ※1	28	27	27	27	26
えびの 市	27	26	25	25	24
三股 町	70	70	70	70	70
高原 町	5	5	5	5	5
国富 町	43	43	43	43	43
綾 町	22	22	22	22	22
高鍋 町 ※1	18	17	17	17	17
新富 町 ※1	15	15	14	14	14
西米良 村 ※1	2	2	1	1	1
木城 町 ※1	4	4	4	4	4
川南 町 ※1	13	13	13	13	13
都農 町 ※1	10	10	10	10	10
門川 町	24	24	24	23	23
諸塚 村	5	5	5	5	5
椎葉 村	7	7	7	7	7
美郷 町	12	12	12	12	12
高千穂 町 ※2	25	23	22	22	21
日之影 町 ※2	7	7	7	6	6
五ヶ瀬 町 ※2	7	7	7	7	7
市町村合計	2,257	2,241	2,226	2,211	2,198
※1 西都児湯環境整備事務組合	89	88	87	85	84
※2 西臼杵広域行政事務組合	38	36	35	34	33

※一部事務組合の数値と構成市町村の数値の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。
 ※0.5t未満の排出量は「0」で、排出がない場合は空欄で表記される。

7-3 飲料用紙パック

(単位:t)

市町村名	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
宮崎 市	29	29	28	28	28
都城 市	31	31	31	31	31
延岡 市	10	10	9	9	9
日南 市	95	93	90	88	85
小林 市					
日向 市					
串間 市	2	2	2	2	2
西都 市 ※1	0	0	0	0	0
えびの 市	1	1	1	1	1
三股 町	5	5	5	5	5
高原 町					
国富 町	2	2	2	2	2
綾 町					
高鍋 町 ※1	0	0	0	0	0
新富 町 ※1	0	0	0	0	0
西米良 村 ※1					
木城 町 ※1	0	0	0	0	0
川南 町 ※1	1	1	1	1	1
都農 町 ※1					
門川 町	2	2	1	1	1
諸塚 村					
椎葉 村					
美郷 町	1	1	1	1	1
高千穂 町 ※2					
日之影 町 ※2					
五ヶ瀬 町 ※2					
市町村合計	180	178	172	170	167
※1 西都児湯環境整備事務組合	1	1	1	1	1
※2 西臼杵広域行政事務組合					

7-4 段ボール

(単位:t)

市町村名	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
宮崎 市	2,412	2,404	2,395	2,387	2,379
都城 市	587	586	585	584	583
延岡 市	316	311	306	301	297
日南 市	156	153	149	144	140
小林 市	98	97	96	95	94
日向 市	299	296	291	287	284
串間 市	55	54	52	51	49
西都 市 ※1	14	14	14	13	13
えびの 市	70	69	67	66	64
三股 町	125	125	125	125	125
高原 町					
国富 町	98	98	98	98	98
綾 町	32	32	32	32	32
高鍋 町 ※1	35	35	34	34	33
新富 町 ※1	16	16	15	15	15
西米良 村 ※1	4	4	4	4	4
木城 町 ※1	12	12	12	11	11
川南 町 ※1	48	47	47	46	45
都農 町 ※1	16	15	15	15	15
門川 町	126	125	123	121	120
諸塚 村	15	15	15	15	15
椎葉 村	24	24	23	23	22
美郷 町	45	45	45	45	45
高千穂 町 ※2	78	75	73	73	69
日之影 町 ※2	16	16	16	15	14
五ヶ瀬 町 ※2	14	13	12	12	12
市町村合計	4,711	4,681	4,644	4,612	4,578
※1 西都児湯環境整備事務組合	145	143	141	139	137
※2 西臼杵広域行政事務組合	108	104	101	100	95

※一部事務組合の数値と構成市町村の数値の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。
 ※0.5t未満の排出量は「0」で、排出がない場合は空欄で表記される。

8 対象品目別分別収集実施予定状況

市町村名	対象品目	6-1	6-2	6-3	6-4	6-5	6-6 (6-7)		6-8	7-1	7-2	7-3	7-4
		無色びん	茶色びん	その他びん	その他紙	ペットボトル	プラ(PET除く)※	白色トレイ	製品プラ	スチール缶	アルミ缶	飲料用紙パック	段ボール
宮崎市		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○
都城市		○	○	○		○		○		○	○	○	○
延岡市		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○
日南市		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
小林市		○	○	○		○	○			○	○		○
日向市		○	○	○		○	○			○	○		○
串間市		○	○	○		○	○		○	○	○	○	○
西都市 ※1		○	○	○		○	○			○	○	○	○
えびの市		○	○	○		○	○			○	○	○	○
三股町		○	○	○		○		○		○	○	○	○
高原町		○	○	○		○	○			○	○		
国富町		○	○	○		○	○			○	○	○	○
綾町		○	○	○		○	○			○	○		○
高鍋町 ※1		○	○	○		○	○			○	○	○	○
新富町 ※1		○	○	○		○	○			○	○	○	○
西米良村 ※1		○	○	○		○	○			○	○		○
木城町 ※1		○	○	○		○	○			○	○	○	○
川南町 ※1		○	○	○		○	○			○	○	○	○
都農町 ※1		○	○	○		○	○			○	○		○
門川町		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○
諸塚村		○	○	○		○	○			○	○		○
椎葉村				○		○	○			○	○		○
美郷町		○	○	○		○	○	○		○	○	○	○
高千穂町 ※2		○	○	○		○	○			○	○		○
日之影町 ※2		○	○	○		○	○			○	○		○
五ヶ瀬町 ※2		○	○	○		○	○			○	○		○
市町村数		25	25	26	4	26	23		2	26	26	15	25
							1	3					

市町村名	対象品目	無色びん	茶色びん	その他びん	その他紙	ペットボトル	プラ(PET除く)※		製品プラ	スチール缶	アルミ缶	飲料用紙パック	段ボール
							白色トレイ						
※1 西都児湯環境整備事務組合		○	○	○		○	○			○	○	○	○
※2 西臼杵広域行政事務組合		○	○	○		○	○			○	○		○

※ 6-6(6-7)プラスチック製の容器包装であってペットボトル以外のものの分別収集取組状況の分類

1. 「白色トレイ」と「その他プラ(白色トレイ除く)」を区別せず、あわせて「プラ(PET除く)」として分別収集する場合
2. 「白色トレイ」のみを分別収集し、「その他プラ(白色トレイ除く)」は「燃やせるごみ」等として収集する(分別収集の対象としない)場合
3. 「白色トレイ」、「その他プラ(白色トレイ除く)」をそれぞれ分別収集する場合

プラ(PET除く)※

白色トレイ

○

○

○ ○

9 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及、市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進その他の分別収集の促進に関する事項

(容器包装リサイクル法第9条第2項第4号)

- (1) 容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進に関する普及・啓発活動
 - ・新聞、テレビ、県広報誌、ホームページ等を活用し、ごみ減量、分別収集の促進に関する情報提供、普及啓発を行う。
 - ・宮崎県環境情報センター等県の関係機関における研修会、講演会等や、教育関係機関における環境学習を通じ、普及啓発を行う。
 - ・ごみ減量化に関するデジタルブック「ごみ減量化テキスト」に掲載し、環境研修、環境学習等において活用を図る。
 - ・行政、事業者団体、消費者団体等から構成される「宮崎県4R推進協議会」と連携し、環境研修の実施、食品ロスの削減等の各種啓発活動に取り組む。

- (2) 市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進
 - ・各市町村、一部事務組合等が実施するごみ減量化、分別収集に関する取組状況、実施効果等について調査、分析を行い、情報提供を行うとともに、必要に応じ関係者間の調整を図る。
 - ・市町村等職員を対象とした各種会議や研修会を開催し、市町村等相互間の情報交換や市町村等職員の業務遂行に必要な知識の習得を図る。
 - ・宮崎県4R推進協議会を通じて、各市町村等で構成される各地区4R推進協議会での情報交換等を支援する。

- (3) プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化の促進（資源循環法第6条）
 - ・市町村がプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化を十分に行うために必要な技術的支援を行う。
 - ・プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化を実施していない市町村に対し、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化を検討するための情報提供を行う。
 - ・複数の市町村が連携して取り組む必要がある場合の関係市町村間の調整を行う。

- (4) その他分別収集等の促進等に関する事項
 - ・「宮崎県ごみ処理広域化計画」に基づき、廃棄物処理施設（リサイクルプラザ）の広域的整備を支援し、受け入れ体制の確立や、円滑な分別収集の促進を図る。
 - ・グリーン購入法に基づき、環境に配慮した物品の優先的な購入を推進する。
 - ・産・学・官の連携によるリサイクル技術の研究やリサイクル製品の開発に取り組む。
 - ・「みやざきリサイクル製品」として、県内で製造される製品を認定し、リサイクル製品の普及及び利用促進を図る。
 - ・県内の排出事業者や産業廃棄物処理業者が、資源の循環的利用を目的として産業廃棄物のリサイクル施設を設置する経費の一部を支援する。